

ギャンブル等への のめり込みによる借金の場合、 安易な肩代わりはやめましょう。

- ギャンブル等依存症は精神疾患の1つです。ギャンブル等をしたことのある人であれば、意思の強弱に関係なく、誰でもなり得るもので、自分の意思ではやめられない状態になってしまいます。
- ご家族が借金の肩代わりをする、病気を理解しないまま借金の返済を進めると適切な治療・診断に結びつかず、逆に新たな借金を作ってしまったたり、病気の回復を妨げてしまうことがあります。
- ギャンブル等依存症については、医療・相談機関（お住まいの地域の保健所・精神保健福祉センター等）に、借金返済については、お住まいの都道府県・市区町村や最寄りの財務局に相談しましょう。
- 本人が回復の必要性を自覚するまでには時間がかかることから、ご家族だけでも相談できますので、周囲の方が専門の機関に相談して、「適切なサポート」の仕方を知ることからはじめましょう。

お問い合わせ先

依存症の相談機関や基礎知識などは
依存症対策全国センター（NCASA）の
ホームページをご覧ください。



依存症対策全国センター



<https://www.ncasa-japan.jp/>

GA（ギャンブラーズ・アノニマス）【当事者】
046-240-7279

（公社）ギャンブル依存症問題を考える会
03-3555-1725

ギャマノン【家族・友人】
03-6659-4879

（NPO）全国ギャンブル依存症家族の会
090-1404-3327

貸付自粛制度について

浪費やギャンブル等依存症による借金により、ご本人やそのご家族の生活に支障を生じさせるおそれがある場合、日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターに自らを自粛対象者とする旨を申告することで、貸付自粛情報が信用情報機関に登録され、信用情報機関の会員に貸付自粛情報を提供する制度です。

※申告できるのは原則ご本人のみです。

日本貸金業協会または全国銀行個人信用情報センターのどちらかへ申告することで、3つの信用情報機関（㈱日本信用情報機構（JICC）、㈱シー・アイ・シー（CIC）及び全国銀行個人信用情報センター）に、貸付自粛情報が登録されます。銀行・貸金業者等は、貸付自粛情報を、契約者（申込者）の支払能力に関する調査のために利用します。



お問い合わせ先

日本貸金業協会
貸金業相談・紛争解決センター

ナビダイヤル

0570-051-051

日本貸金業協会



<https://www.j-fsa.or.jp/personal/trouble/way/>



全国銀行個人信用情報センター

フリーダイヤル

0120-540-558

TEL（携帯電話から）

03-3214-5020

全国銀行協会



<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/selfcontrol/>



リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

肩代わり・借金・ローン
ギャンブル依存・債務・ヤミ金融など



借入れ・ローンの返済などにお困りの方は
こちらのリーフレットをご覧ください。

金融庁
Financial Services Agency

多重債務問題で困っても、 ヤミ金融には絶対に 手をださないで。



正規の貸金業者とは、
国（財務局）・都道府県で
貸金業登録を受けています。

※SNSなどを通じた個人間でのお金の貸し借りや、
給与ファクタリング、後払い（ツケ払い）現金化にお
いては、ヤミ金融業者による違法な貸付けや、個人
情報の悪用などの犯罪被害やトラブルに巻き込ま
れる危険性があります。

ヤミ金融の手口は巧妙で手が込んでいます。
実際の被害や手口、ヤミ金融業者の情報を
確認し、被害にあわないようにしましょう。

日本貸金業協会



[https://www.j-fsa.or.jp/topics/
association/dark_finance.php](https://www.j-fsa.or.jp/topics/association/dark_finance.php)

ヤミ金融から連絡があっても、
毅然とした態度で、
無視しましょう。

※連絡を取ることが
あなたの情報を
与えることになります。



もし被害にあったしまったら
一人で悩まず、まず相談。

悪質業者の被害にあった時は、
「日本貸金業協会」、
「都道府県庁の相談窓口」、
「消費生活センター」、「警察」などに
すぐに連絡してください。



金融庁のホームページでも
多重債務問題について掲載しています。

[https://www.fsa.go.jp/
policy/kashikin/](https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/)



金融庁 多重債務



多重債務に関するお問い合わせ先

一般消費者向け相談窓口

横浜財務事務所		045-633-2335
かながわ中央消費生活センター		045-311-0999
消費者ホットライン ※お近くの消費生活相談窓口を案内します。		188
(公財)日本クレジットカウンセリング協会(横浜相談室)		0570-031640
法テラス・サポートダイヤル		0570-078374
法テラス	神奈川	0570-078308
	川崎	0570-078309
	小田原	0570-078311
神奈川県弁護士会 総合法律相談センター 【30分以内無料】(予約面談制)	横浜駅西口	045-620-8300
	川崎	044-223-1149
	相模原	042-776-5200
	小田原	0465-24-0017
	横須賀	046-822-9688
	海老名	046-236-5110
神奈川県司法書士会		045-641-1372
神奈川県司法書士会(多重債務電話相談)		045-641-1389

事業者向け相談窓口

(公財)神奈川産業振興センター(経営総合相談課)	045-633-5201
日本弁護士連合会ひまわり中小企業センター ひまわりほっとダイヤル ※電話で受付、面談による相談 ※地域により無料相談実施状況が異なりますので、 お電話の際にご確認下さい。	0570-001-240
神奈川県司法書士会	045-641-1372

市区町村の相談窓口

横浜市	市民相談室	045-671-2306
	消費生活総合センター	045-845-6666
川崎市	弁護士相談(予約制)・認定司法書士相談(予約制)	044-200-0108
	消費者行政センター	044-200-3030
相模原市	消費生活総合センター	042-775-1770
横須賀市	市民相談室	046-822-8114
	消費生活センター	046-821-1314
平塚市	市民情報・相談課	0463-21-8764
鎌倉市	消費生活センター	0467-24-0077
藤沢市	市民相談情報課(市民相談室)	0466-50-3568
	消費生活センター	0466-50-3573
小田原市	地域安全課市民相談係	0465-33-1775
	消費生活センター	0465-33-1777
茅ヶ崎市	市民相談課	0467-81-7129
	消費生活センター	0467-81-7130
逗子市	市民協働課 消費生活センター	046-873-1111(代)
三浦市	市民協働課	046-882-1111(代)
	消費生活センター	0463-82-5181
秦野市	市民相談人権課	0463-82-5128
	消費生活センター	046-294-5800
厚木市	市民協働推進課(総合相談コーナー)	046-225-2100
大和市	市民相談課	046-260-5104
伊勢原市	人権・広聴相談課	0463-94-4717
	消費生活センター	0463-95-3500
海老名市	市民相談課(市民相談)	046-292-0880
	消費生活センター	046-292-1000
座間市	市民広聴課	046-252-8218
	消費生活センター	046-252-8490
南足柄市	秘書広報課(市民相談室)	0465-73-8004
	消費生活センター	0465-71-0163 ◆
綾瀬市	市民課	0467-70-5605
	消費生活センター	0467-70-3335
葉山町	町民健康課戸籍相談係	046-876-1111(代)
寒川町	町民窓口課(町民相談室)	0467-74-1111(代)
	茅ヶ崎市消費生活センター	0467-81-7130
大磯町	町民課	0463-61-4100(代)
二宮町	地域政策課	0463-71-3313
中井町	産業環境課 ◆南足柄市消費生活センター	0465-81-1115
大井町	防災安全課 ◆南足柄市消費生活センター	0465-85-5002
松田町	観光経済課 ◆南足柄市消費生活センター	0465-83-1228
山北町	地域防災課 ◆南足柄市消費生活センター	0465-75-3643
開成町	地域防災課 ◆南足柄市消費生活センター	0465-84-0326
箱根町	町民課	0460-85-7160
真鶴町	税務町民課	0465-68-1131(代)
湯河原町	住民課	0465-63-2111(代)
愛川町	住民協働課	046-285-2111(代)
清川村	厚木市消費生活センター	046-294-5800

注) 中井町、大井町、松田町、山北町、開成町にお住まいの方は、◆南足柄市消費生活センターでも受け付けています。